

資料 3

第 3 号議案

名古屋都市計画新清洲駅北地区計画の決定（清須市決定）について

平成 3 0 年 1 月 2 5 日提出

愛知県清須市都市計画審議会
会 長 河 邑 眞

名古屋都市計画新清洲駅北地区計画の決定（清須市決定）

都市計画新清洲駅北地区計画を次のように決定する。

名 称	新清洲駅北地区計画	
位 置	清須市清洲池新田、清洲狐穴、清洲下御替地及び清洲蓮池の各全部 清洲天王北、清洲上長者町、清洲下長者町、清洲戌新田、新清洲一丁目、新清洲二丁目、新清洲三丁目、土田川田、土田小中畑及び花水木一丁目の各一部	
面 積	約 5. 7 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は本市における都市拠点に位置付けられており、土地区画整理事業による都市基盤の整備改善、および低未利用地の土地利用転換により、新たな都市拠点の形成を目指すものである。本地区計画は、「人、自然、歴史が織りなすにぎわい交流拠点」（コンセプト）としての土地利用への誘導を図ることにより、都市拠点・玄関口にふさわしい賑わいづくりと地域住民が安全で安心して暮らせる環境や快適で便利な居住環境を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>都市拠点・玄関口にふさわしい賑わいづくりとともに、地域住民が安全で安心して暮らせる環境や快適で便利な居住環境の形成のための土地利用を推進するため、地区の特性に応じて4地区に細区分し建築物の規制・誘導を図り、良好な市街地空間の形成を図る。</p> <p>A地区：日常生活に必要な既存商業施設を核とし、幹線道路沿道にふさわしい多様なにぎわいを創出しつつ、現在の住環境の保護に配慮した商業と住宅が調和する区域とする。</p> <p>B地区：駅前広場に隣接し、都市拠点・玄関口にふさわしいまちづくり、及び一層の駅需要を喚起する魅力ある施設立地を誘導する区域とする。</p> <p>C地区：当該地区のメインストリートである新清洲駅前北線の沿道に新たな商業施設の立地を誘導する区域とする。</p> <p>D地区：良好な住環境の創出を目指し、現在の土地利用を踏襲し、戸建て住宅を主体とした土地利用を誘導する区域とする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物は、地区周辺の住環境等にも配慮し、住宅・商業・業務を適正に配置しつつ、建築物の用途制限、かき又はさくの構造の制限など行う。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	C地区	D地区
			区分の面積	約 3.0ha	約 1.3ha	約 0.5ha	約 0.9ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ダンスホール (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)自動車教習所 (4)畜舎（ペットショップ、ペットホテル、その他これらに類するものを除く。） (5)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。）又はクリーニング店を除く。） (6)自動車修理工場 (7)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (8)ガソリンスタンド	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ダンスホール (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)ナイトクラブ (4)キャバレー、個室付浴場等その他これらに類するもの (5)自動車教習所 (6)倉庫業を営む倉庫 (7)畜舎（ペットショップ、ペットホテル、その他これらに類するものを除く。） (8)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。）又はクリーニング店を除く。） (9)自動車修理工場 (10)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (11)ガソリンスタンド	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ダンスホール (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)ナイトクラブ (4)自動車教習所 (5)倉庫業を営む倉庫 (6)畜舎（ペットショップ、ペットホテル、その他これらに類するものを除く。） (7)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。）又はクリーニング店を除く。） (8)自動車修理工場 (9)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (10)ガソリンスタンド	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ホテル又は旅館 (2)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3)自動車教習所 (4)倉庫（自家用倉庫を除く。） (5)畜舎 (6)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。）又はクリーニング店を除く。） (7)自動車修理工場 (8)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (9)ガソリンスタンド
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物等の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、コンセプトにふさわしい色彩として、原色を避け、街並みとの調和に配慮した落ち着いたものとし、華やかな色彩は避けるものとする。			

		垣又はさくの構造制限	道路及び公園に面するかき又はさくは、生垣あるいは透視可能なフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎ブロック等の高さが 0.6 メートル以下のもの又は、門柱にあつてはこの限りではない。
--	--	------------	--

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

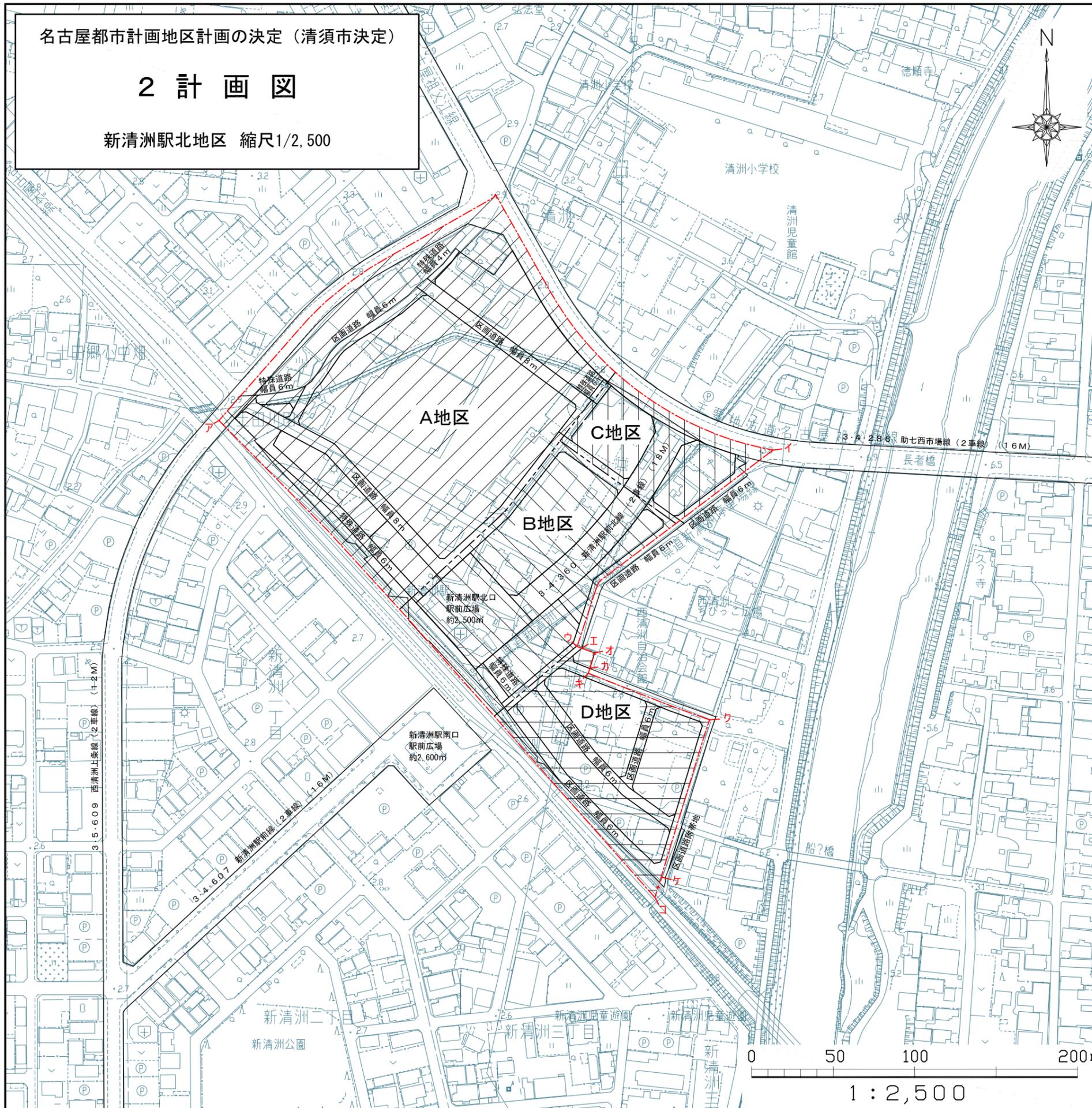
理 由

地区計画を定めることにより、都市拠点にふさわしい魅力を創出するとともに、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図る。

名古屋都市計画地区計画の決定（清須市決定）

2 計画図

新清洲駅北地区 縮尺1/2,500



地区計画区域界	
	道路又は河川等の中心線とする場合
	字界、町界等の行政界とする場合
	その他の場合

アーイは都市計画道路中心線
 イーウは区画道路中心線
 ウーエはエーオの延長線
 エーオ、オーカは筆界
 カーキはオーカの延長線
 キーク、クーケは区画道路中心線
 ケーコはクーケの延長線
 コーアは鉄道（名鉄名古屋本線）中心線

凡 例	
	A地区
	B地区
	C地区
	D地区